

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系</p> <p>政策「復興施策の推進」</p> <p>施策「(6) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進」</p>				
	政策の達成目標	被災地における復興事業の用に供する土地等の円滑な取得を通じて東日本大震災からの早期復興を図るとともに、被災者の生活再建を支援する。				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>5年間（平成28年度～平成32年度）</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>「政策の達成目標」に同じ。</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（平成28年度～平成32年度）	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（平成28年度～平成32年度）				
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。				
政策目標の達成状況	特定住宅被災市町村の区域内における地方公共団体等への土地の譲渡は進んでいるものの、現行期限である平成28年3月31日以後5年以内においても、区域内における事業用地等の取得が約12,000件見込まれていることから、土地等の取得を通じた東日本大震災からの復興がまだ充分図られていない状況である。					
要望の措置の適用見込み	平成28年度以降5年以内において、約12,000件（推計）					
有効性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	土地等の所有者による土地等の譲渡が促進されることにより、復興事業の用に供する土地等の権原の取得が円滑に進み、効率的な公共事業の実施が図られ、被災地の早期復興につながるものである。				
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（租特法第33条）</p> <p>収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（租特法第33条の4）</p> <p>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（収用等の対償等に充てるため買い取られる場合）（租特法第34条の2）</p>				
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、特定住宅被災市町村の区域内における地方公共団体等への土地等の譲渡を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な復興事業の推進及び被災者の生活再建の支援を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものである。今後も引き続き復興事業の迅速化が求められており、時宜にかなった措置である。				

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="0"> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>258 件</td> <td>減収額</td> <td>19 百万円 (推計)</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>2,999 件</td> <td>減収額</td> <td>481 百万円 (推計)</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>15,796 件</td> <td>減収額</td> <td>4,203 百万円 (推計)</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>16,816 件</td> <td>減収額</td> <td>4,143 百万円 (推計)</td> </tr> </table>	平成 23 年度	258 件	減収額	19 百万円 (推計)	平成 24 年度	2,999 件	減収額	481 百万円 (推計)	平成 25 年度	15,796 件	減収額	4,203 百万円 (推計)	平成 26 年度	16,816 件	減収額	4,143 百万円 (推計)
平成 23 年度	258 件	減収額	19 百万円 (推計)														
平成 24 年度	2,999 件	減収額	481 百万円 (推計)														
平成 25 年度	15,796 件	減収額	4,203 百万円 (推計)														
平成 26 年度	16,816 件	減収額	4,143 百万円 (推計)														
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>																
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>土地等の所有者による土地等の譲渡が促進されることにより、復興事業の用に供する土地等の権原の取得が円滑に進み、効率的な公共事業の実施が図られ、被災地の早期復興及び被災者の生活再建の支援につながっている。</p>																
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度創設</p>																